

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 6 年 7 月 12 日受付分)

名称

特定非営利活動法人
兵庫虹の会

縦覧期間

令和 6 年 7 月 12 日(金)から
令和 6 年 7 月 26 日(金)まで

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大森悦子
副理事長	松下量子
同	信長あか子
理事	本田啓子
同	三木佳代子
同	大森正子
監事	佃真人
同	武久惠子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員に係る当該役員の職務の執行に要した費用は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第48項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費
個人 3,000円
団体 5,000円
 - (2) 賛助会員 年会費
個人 3,000円
団体 5,000円

2024年度(令和6年度)事業計画書

特定非営利活動法人兵庫虹の会

1 事業実施の方針

今年度は小規模作業所だった事業所（虹の家）が新事業体系に移行し、地域活動支援センターが2事業所（あおぞら・虹の家）となり、地域の知的・精神・身体障がい者を対象に日中の居場所と生活支援・健康・就労への相談機能を備えた場所を提供します。行政、地域の福祉事業所や民間団体と連携を図り、その活動を通じて利用者が地域の一員として生きがいをもって、就労や社会参加など自らの望む生活が実現出来るよう支援します。

グループホーム（あすなろ）は利用の安定を図ると同時に運営基盤の整備を継続的に取り組み、また支援者の確保に努めます。

地域活動支援事業（さくらんぼ）は、管理者・サービス提供責任者の確保に努め協議していきます。SNS利用や「虹の会だより」の発行の継続に加え、地域との交流を深める工夫を行い新たな賛助会員獲得を目指して参ります。

また、法人として虐待防止や職場におけるハラスメント対策、プライバシー保護や不利益取り扱いの禁止等に十分留意しつつ取り組み、その為の研修の実施と啓発に努めます。

兵庫虹の会は2024年度は6名の役員構成で運営をして参ります。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
知的・精神・身体障がい者の自立支援事業（事業所全体での合同事業）	地域での生活者としての自覚を持つために、地域イベント、バザーに積極的に参加し、地域住民と交流を図る。就労支援として情報収集する。	随時	宝塚 その他 近隣都市	7名	在宅生活をする知的・精神・身体障がい者21名	30
知的・精神・身体保健福祉の啓発事業	虹の会通信の発行。 ホームページからの情報発信。	通信 年2回発行 HP随時更新	宝塚市 平井 2-1-2	5名	関係者他通信発行100部	39
障がい福祉サービス事業（あすなろ）	介護サービス包括型 共同生活援助。 ・夜間支援体制 ・医療連携体制	月～土 月1～2回 日曜開所	宝塚市 安倉北 1-2024-11	17名	知的・精神・ 身体障がい者 4名	14,619

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
地域活動支援センター事業 (あおぞら)	社会参加の場として、基本的生活習慣の習得・生活指導、通所者同士の交流、自主製品の製作・販売、古本の販売、レクリエーション等を実施。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	4名	宝塚市在住で自力通所（家族送迎を含む）障がい者手帳（医師意見書）をお持ちの方 11名	12,866
地域活動支援センター事業 (虹の家)	社会参加の場として、自主製品の製作、リサイクル品の販売、通所者同士の交流、生活指導及びレクリエーション等を実施する。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	2名	宝塚・川西市在住で自力通所（家族送迎を含む）障がい者手帳をお持ちの方 11名	12,869
地域生活支援事業 (さくらんぼ)	*現在準備中 外出に支援が必要な利用者にガイドヘルパーを派遣し、必要な支援を行う。 従業者への学習会等。	毎月1回 兵庫虹の会運営委員会にて 協議中	宝塚市 安倉北 1-2024-11	6名 (予定)	知的・精神・ 身体障がい者 (人数未定)	0

2025年度(令和7年度)事業計画書

特定非営利活動法人兵庫虹の会

1 事業実施の方針

地域活動支援センター事業（あおぞら・虹の家）は、地域の知的・精神・身体障がい者を対象に日中の居場所と生活支援・健康・就労への相談機能を備えた場所を提供します。行政、地域の福祉事業所や民間団体と連携を図り、その活動を通じて利用者が地域の一員として生きがいをもって、就労や社会参加など自らの望む生活が実現出来るよう支援します。

障害福祉サービス事業（グループホームあすなろ）は利用の安定を図ると同時に運営基盤の整備を継続的に取り組み、また支援者の確保に努めます。

地域活動支援事業（さくらんぼ）は、管理者・サービス提供責任者の確保に努め協議していきます。

SNS利用や「虹の会だより」の発行の継続に加え、地域との交流を深める工夫を行い新たな賛助会員獲得を目指して参ります。

また、法人として虐待防止や職場におけるハラスメント対策、プライバシー保護や不利益取り扱いの禁止等に十分留意しつつ取り組み、その為の研修の実施と啓発に努めます。

兵庫虹の会は2025年度は6名の役員構成で運営をして参ります。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
知的・精神・身体障がい者の自立支援事業（事業所全体での合同事業）	地域での生活者としての自覚を持つために、地域イベント、バザーに積極的に参加し、地域住民と交流を図る。就労支援として情報収集する。	随時	宝塚その他近隣都市	7名	在宅生活をする知的・精神・身体障がい者21名	30
知的・精神・身体保健福祉の啓発事業	虹の会通信の発行。 ホームページからの情報発信。	通信年2回発行 HP随時更新	宝塚市平井2-1-2	5名	関係者他通信発行100部	39
障がい福祉サービス事業（あすなろ）	介護サービス包括型共同生活援助。 ・夜間支援体制 ・医療連携体制	月～土 月1～2回 日曜開所	宝塚市安倉北 1-2024-11	17名	知的・精神・身体障がい者4名	14,619

定款の事業	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出見込(千円)
地域活動支援センター事業 (あおぞら)	社会参加の場として、基本的生活習慣の習得・生活指導、通所者同士の交流、自主製品の製作・販売、古本の販売、レクリエーション等を実施。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	4名	宝塚市在住で 自力通所（家族 送迎を含む） 障がい者手帳 (医師意見書) をお持ちの方 11名	12,866
地域活動支援センター事業 (虹の家)	社会参加の場として、自主製品の製作、リサイクル品の販売、通所者同士の交流、生活指導及びレクリエーション等を実施する。	月～金 9時～ 17時45分	宝塚市 平井 2-1-2	2名	宝塚・川西市 在住で自力通所 (家族送迎を 含む) 障がい者手帳を お持ちの方 11名	12,869
地域生活支援事業 (さくらんぼ)	* 現在準備中 外出に支援が必要な利用者にガイドヘルパーを派遣し、必要な支援を行う。 従業者への学習会等。	毎月1回 兵庫虹の 会運営委 員会にて 協議中	宝塚市 安倉北 1-2024-11	6名 (予定)	知的・精神・ 身体障がい者 (人数未定)	0

